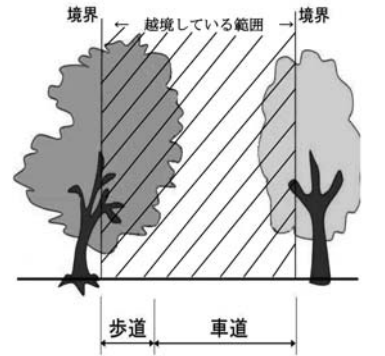


## 道路に樹木が張り出していないか？



最近、市道において、隣接する山林（個人所有地）や個人宅などから道路へ樹木などの倒木や張り出しが見られます。道路への倒木や張り出しは、通行に支障となるだけでなく、場合によっては歩行者や通行車両の事故につながる恐れがあります。次のような状況が見られる土地の所有者は、樹木の伐採または枝払いをお願いします。

- ①道路、歩道へ樹木が張り出している
  - ②枯れ木、折れ枝などによる通行への支障がある（またはその恐れがある）
  - ③竹木の繁茂による通行への障害がある（またはその恐れがある）
- 樹木の倒木などが原因で歩行者や自動車などに事故が発生した場合に、樹木の所有者が責任を問われる場合があります。

私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、市で勝手に切ることはできません。道路上空へのはみ出しや枯れ木・折れ枝の道路への倒木、竹木などの繁茂による道路への飛び出しが見られる土地の所有者の皆さんは、個人の管理・責任のもと、伐採または枝払いなどの処置を取られるようお願いします。

### 【作業時の注意事項】

- ①電線や電話線がある場所での作業は、危険を伴う場合があるので事前に最寄りの東北電力(株)やNTTに連絡し、立ち合いのもとで行ってください。
- ②作業にあたっては、通行車両・自転車および歩行者の安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください。

【問い合わせ】 建設部土木管理課 管理係 ☎ 0220 (34) 2365

## 「とめゆいっ」サポーター募集

ボランティアで市道の清掃や緑化作業、除雪作業などを行い、良好な道路環境づくりを行う個人や団体、企業の皆さんを募集します。

応募者（団体）を「ゆいっこサポーター」に認定し、初年度は作業で使用する消耗物品を予算の範囲内で支給します。

### 【申込方法】

認定を希望する場合は、土木管理課または各総合支所市民課に備え付けの「とめゆいっこサポーター認定申込書」に必要事項を記入し、提出してください。

### 【問い合わせ】

建設部土木管理課 管理係  
☎ 0220 (34) 2365  
FAX 0220 (34) 3448



## 10月の歯科健康相談日

子どもから大人までの大切な歯の健康づくりのため、歯

### ②文書作成初級講習

【日時】 10月13日（木）

午前10時～正午

【場所】 市役所南方庁舎2階 大会議室

【内容】 「精神障がい」の理解と対応と大災害と精神障がい者

【講師】 松本和紀さん（東北

大学病院精神科医師）

【対象】 心の健康に関心がある人

【申込方法】 電話

【申込期限】 10月3日（月）

【申し込み・問い合わせ】

ふくろうクラブ事務局（市民生活部健康推進課内）  
☎ 0220 (58) 2116

## パソコン講習会

①パソコン入門講習

（初心者向け）

【日時】

10月4日（火）～6日（木）

午後7時～9時

【場所】 石森ふれあいセンター

【内容】 パソコンを使うときの基礎知識を中心に勉強します。

【受講対象】

パソコンを使ったことがない人や使ったことはあるが操作方法を忘れてしまった人など



## 厄年歯周疾患検診のお知らせ

今年度31歳、40歳になる人を対象に厄年歯周疾患検診を実施します。ぜひこの機会を活用して口の中から健康を見直しましょう。

### 【対象】

- ①満年齢31歳（昭和55年4月1日～昭和56年3月31日生まれ）
- ②満年齢40歳（昭和46年4月1日～昭和47年3月31日生まれ）

※対象者には、行政区長を通じて「厄年歯周疾患検診受診券」を配布します。

【検診期間】 10月1日～平成24年2月29日

【受診料】 無料

### 【検診方法】

- ①市内協力医療機関に予約
- ②受診券を持参して受診

※市内協力医療機関は受診券裏面に記載しています。

【問い合わせ】 市民生活部健康推進課 地域保健係

☎ 0220 (58) 2116



### 【予約先・問い合わせ】

市民生活部健康推進課  
地域保健係  
☎ 0220 (58) 2116

### ◇おわびと訂正

広報とめ9月1日号に誤りがありました。おわびして訂正いたします。

・28ページ「スマイルライフ」  
登米謡曲会米山支部支部長  
小和田敏美様宅 電話番号  
(正)  
☎ 0220 (55) 1922

(誤)  
☎ 0220 (55) 1839

## 暮らしの情報

### 10月1日～7日は「公証週間」です

私的関係を確認し、争いを未然に防止するのが公証制度です。

遺言、任意後見、離婚（養育費や慰謝料など）や金銭・土地建物の賃借、不動産の売買などの大切な契約は、法務大臣が任命した法律の専門家である公証人が作成した、公

正証書にしておくことをお勧めします。  
お気軽にご連絡ください。

### 【問い合わせ】

○仙台合同公証人役場  
仙台市青葉区二日町16-15  
武山興産第二ビル2階  
☎ 022 (222) 8105  
○石巻公証役場  
石巻市鑄銭場5-9 いせん  
ばプラザ1階  
☎ 0225 (22) 5791  
○古川公証役場  
大崎市古川駅前大通4-3  
17 菊池ビル1階  
☎ 0229 (22) 2332

## 東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた皆さんへ

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた場合は、地方税の軽減措置などを受けられます。軽減措置などを受けるためには、手続きが必要になります場合もありますので、詳細については、下記に問い合わせください。

税制上の措置	概要
県税 自動車税等の非課税措置	警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税および平成25年度分までの自動車税が非課税となります。
不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
市税 固定資産税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納などがなされた軽自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録などがなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税になります。

【問い合わせ】 宮城県税務課 ☎ 022 (211) 2323  
登米市税務課 ☎ 0220 (22) 2163